

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収・給付に関する事務
②事務の概要	<p>幼稚園・保育所等の入園(所)申込者について、申込児童を有する世帯の情報を管理するとともに、入園(所)決定児童は、利用者負担額の算定、徴収(一部事業所のみ)、給付を行う。特定個人情報は以下の事務において扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領した入園(所)申込・支給認定申請に基づき児童を含む世帯員情報を登録、その際に住民記録情報を参照2. 申請児童について、支給認定通知書、認定証、調整結果通知書(保育施設のみ)を送付 市外施設利用者については、当該所在自治体に調整依頼3. 入園(所)児童については、利用者負担額の算定時に市町村民税情報を参照 必要に応じて、転入前の自治体に市町村民税情報を照会 決定した階層に応じて給付を行う4. 賦課情報を収納システムに反映 納付義務者に対して保育料決定通知書・納付書を送付 直接契約の施設利用者に負担額通知書を送付、当該施設運営主体には各利用者の負担額を通知5. 幼稚園・保育所等の入園(所)申込者及び入園(所)児童について、郵送もしくはマイナポータルのお知らせ機能で通知6. 保育料の納付情報の管理7. 保育料の還付情報の管理8. 口座振替情報を金融機関に伝送
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 子ども・子育て支援システム2. 住民基本台帳ネットワークシステム3. 宛名管理システム4. 統合宛名システム5. 中間サーバー6. サービス検索・電子申請システム7. 申請管理システム8. 電子ファイリングシステム9. AI入所調整システム

2. 特定個人情報ファイル名

幼稚園・保育所入所申込者管理ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項別表 127の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例第3条 ②番号利用条例施行規則第31条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの</p> <p>(1)番号法</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・なし</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(155の項)</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幼児保育課、債権管理課
②所属長の役職名	幼児保育課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 幼児保育課入園係 079-427-9213(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、中間サーバや住基ネットにおいて照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p><input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/></p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
	判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・使用している各種業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証等を行っている。 ・特に基幹システムについては、所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 <p>これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報－3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報－3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一(8、94の項) (2)別表第一省令 ・第8条 (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1(8、94の項) (2)別表第1省令 ・第8条 (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 15の項 ②番号利用条例施行規則 ・第31条	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報保護委員会規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二 (13、16、64、116の項) (2)別表第二省令 ・なし (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2)別表第2省令 ・なし (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事前	-
平成28年8月29日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2) 別表第2省令 ・なし (3) 番号法 ・第19条第14号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第12条、第35条 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	事後	-
平成28年8月29日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-①部署	幼児保育課、債権回収課	幼児保育課、債権管理課	事後	-
平成28年8月29日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	幼児保育課長 藤原 浩徳、債権回収課 二川 裕之	幼児保育課長 中塚 貴博、債権管理課長 二川 裕之	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	幼稚園・保育所等の入園(所)申込者について、申込児童を有する世帯の情報を管理するとともに、入園(所)決定児童は、利用者負担額の算定及び徴収(一部事業所のみ)を行う。特定個人情報には以下の事務において扱う。 1. 入園(所)申込・支給認定申請に基づき児童を含む世帯員情報を登録、その際に住民記録情報を参照 2~4 (省略) 5. 口座振替情報を金融機関に伝送	幼稚園・保育所等の入園(所)申込者について、申込児童を有する世帯の情報を管理するとともに、入園(所)決定児童は、利用者負担額の算定及び徴収(一部事業所のみ)を行う。特定個人情報は以下の事務において扱う。 1. 窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領した入園(所)申込・支給認定申請に基づき児童を含む世帯員情報を登録、その際に住民記録情報を参照 2~4 (省略) 5. 幼稚園・保育所等の入園(所)申込者及び入園(所)児童について、郵送もしくはマイナポータルのお知らせ機能で通知 6. 口座振替情報を金融機関に伝送	事前	-
平成29年5月24日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 子ども・子育て支援システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請システム	事前	-
平成29年5月24日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-
平成30年7月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	幼児保育課長 中塚 貴博、債権管理課長 二川 裕之	幼児保育課長 宮北 敏勝、債権管理課長 神吉 雅利	事後	-
平成30年7月19日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 こども部 幼児保育課 管理係(幼稚園関係)・入園係(保育所関係) 幼児保育課管理係 079-427-9148(直通) 幼児保育課入園係 079-427-9213(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 幼児保育課入園係 079-427-9213(直通)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	幼児保育課長 宮北 敏勝、債権管理課長 神吉 雅利	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	幼児保育課長、債権管理課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	提供しない	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和2年9月20日	評価書名	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収に関する事務 基礎項目評価書	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収・給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	-
令和2年9月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収に関する事務	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収・給付に関する事務	事後	-
令和2年9月20日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-① 事務の名称	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収に関する事務	幼稚園・保育所等の入退園(所)及び保育料の決定・徴収・給付に関する事務	事後	-
令和2年9月20日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-② 事務の概要	幼稚園・保育所等の入園(所)申込者について、申込児童を有する世帯の情報を管理するとともに、入園(所)決定児童は、利用者負担額の算定、徴収(一部事業所のみ)を行う。特定個人情報は以下の事務において扱う。	幼稚園・保育所等の入園(所)申込者について、申込児童を有する世帯の情報を管理するとともに、入園(所)決定児童は、利用者負担額の算定、徴収(一部事業所のみ)、給付を行う。特定個人情報は以下の事務において扱う。	事後	-
令和2年9月20日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-② 事務の概要	3. 入園(所)児童については、利用者負担額の算定時に市町村民税情報を参照 必要に応じて、転入前の自治体に市町村民税情報を照会	3. 入園(所)児童については、利用者負担額の算定時に市町村民税情報を参照 必要に応じて、転入前の自治体に市町村民税情報を照会 決定した階層に応じて給付を行う	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月20日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1) 番号法 ・第9条第1項 別表第1(8、94の項) (2) 別表第1省令 ・第8条 (3) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 15の項 ② 番号利用条例施行規則 ・第31条	(1) 番号法 ・第9条第1項 別表第1(8、94の項) (2) 別表第1省令 ・第8条、第68条 (3) 番号法 ・第9条第2項 ① 番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 15の項 ② 番号利用条例施行規則 ・第31条	事後	-
令和2年9月20日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2) 別表第2省令 ・第12条、第35条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2) 別表第2省令 ・第10条の3、第12条、第35条、第59条の2 (3) 番号法 ・第19条第14号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第10条の3、第12条、第35条、第59条の2 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 (13、16、64、116の項) (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第10条の3、第12条、第35条、第59条の2 (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ① 委員会規則 ・第2条 ② 番号利用条例 ③ 番号利用条例施行規則	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和5年12月21日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	1. 窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領した入園(所)申込・支給認定申請に基づき 児童を含む世帯員情報を登録、その際に住民記録情報を参照	1. 窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能により申請を受け付ける。(サービス検索・電子申請機能により 受け付けた電子申請データは申請管理システムにより参照する。)受領した入園(所)申込・支給認定申請に基づき児童を含む世帯員情報を登録、その際に住民記録情報を参照	事後	
令和5年12月21日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	(追加)	7. 申請管理システム	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	6. 保育料の納付情報の管理 7. 保育料の還付情報の管理	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③ システムの名称	(追加)	8. 電子ファイリングシステム 9. AI入所調整システム	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	(追加)	収納情報ファイル、滞納情報ファイル	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができる」とされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1(8、94の項)</p> <p>(2)別表第1省令 ・第8条、第68条</p> <p>(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 15の項 ②番号利用条例施行規則 ・第31条</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができる」とされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第9条第1項別表 127の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例第3条 ②番号利用条例施行規則第31条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 (13、16、64、116の項)</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第10条の3、第12条、第35条、第59条 の2</p> <p>(3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(155の項)</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業	(追加)	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、中間サーバや住基ネットにおいて照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 - 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	十分である	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 - 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用している各種業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証等を行っている。 ・特に基幹システムについては、所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 <p>これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分にを行っている」と考えられる。</p>	事後	